



開港150周年ロゴ 使用マニュアル

新潟市

1-1 ロゴの規定

ロゴマークとロゴタイプを組み合わせたものが基本形です。



1-2 ロゴのバリエーション

ロゴは以下の4種類。ロゴマークとロゴタイプが組みになったものが基本形です。

Aをメインロゴとし、その使用を推奨します。ただしデザインによってはB～Dのバリエーションから使用することを認めます。

A メインロゴ(推奨)



B



C

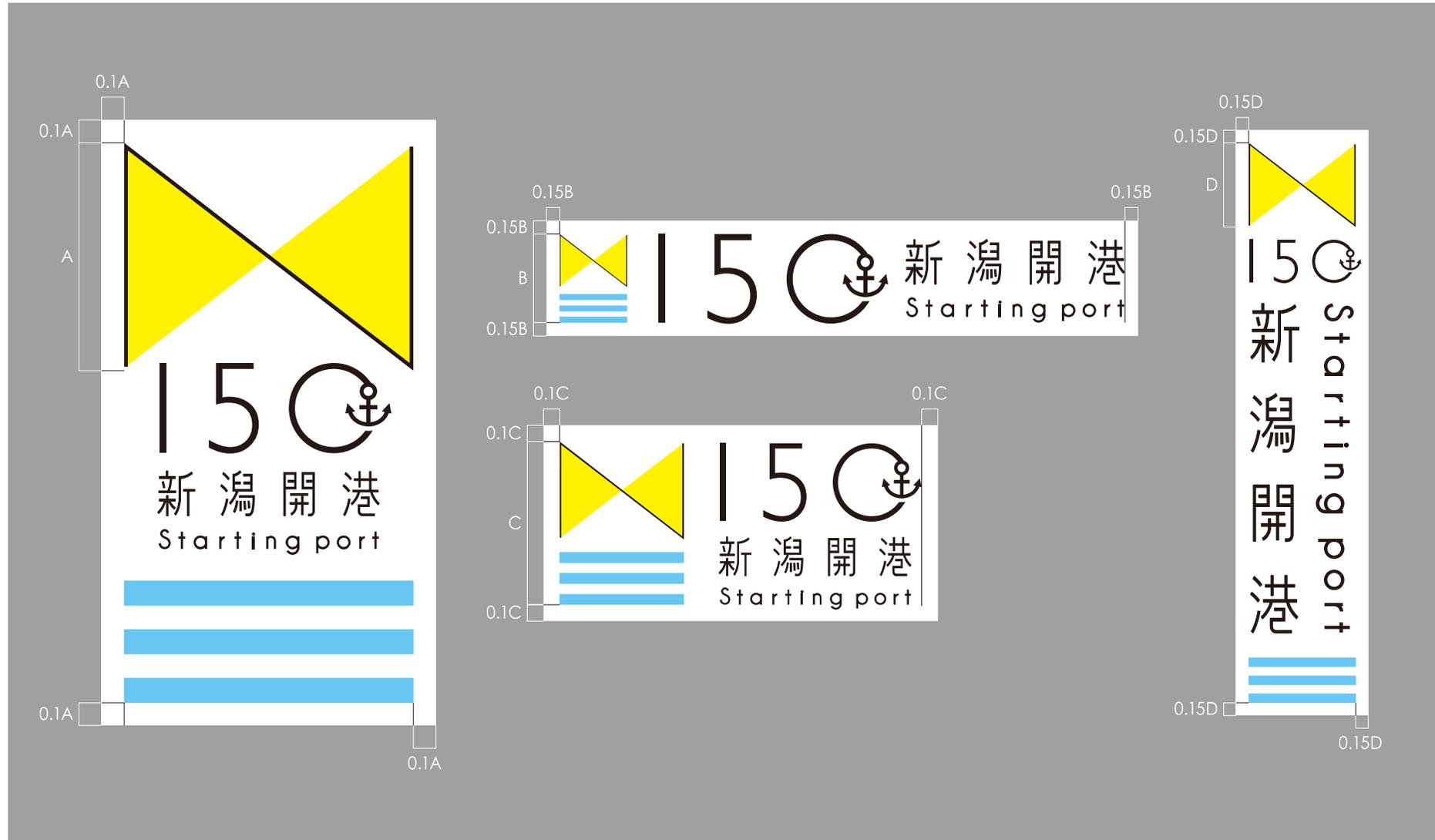


D



2 余白規定

ロゴの独立性を保つため、最小余白内にロゴ以外の他の要素を表示することは避けてください。
ロゴマーク単体で使用する場合は、余白規定は設けないものとします。



3 カラー表示規定

ロゴタイプのカラー指定は以下とします。このカラー表示規定はどのロゴバリエーションの場合も同様になります。

カラー

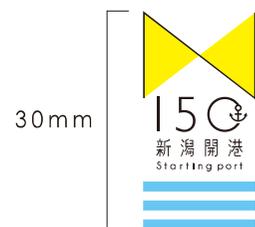


モノクロ



4 最小サイズ規定

ロゴを使用する場合の各バリエーションの最小サイズは、記載の通りとなります。



5-1 ロゴ使用禁止令

ロゴを様々な場面で使用する際に起こりがちな一般的な禁止事項を以下に示します。これらの使用禁止例はどの組の場合も同様になります。一貫したコミュニケーション展開を行うためにも、ロゴの誤用は避けください。



ロゴの一部を
回転させてはいけない



ロゴタイプの太さや
大きさをかえてはいけない



変形してはいけない



半透明表示を
してはいけない



影をつけたり、立体感を
出すなどしてはいけない



ロゴタイプの書体を
かえてはいけない



アウトライン表示を
してはいけない



不明瞭な表示を
してはいけない

※詳細については次項(5-2)を
参照してください。



ロゴマークを別要素で
つくりかえてはいけない



ロゴタイプの色を
かえてはいけない



ロゴタイプの組を
かえてはいけない



ロゴタイプだけを単独で
使用してはいけない

5-2 ロゴの明瞭表示

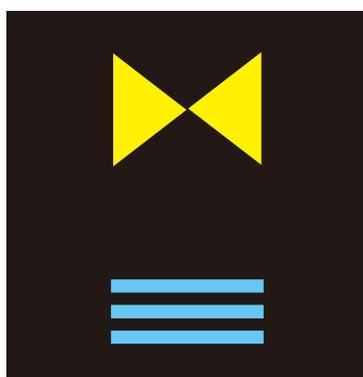
白背景以外のレイアウトはお避けください。※ ただし、特例を認める場合もありますが、新潟市の確認を必要とします。



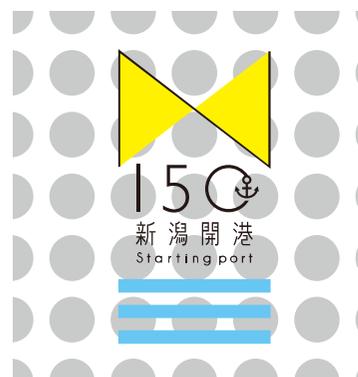
写真背景に配置してはいけない



ロゴの一部を切り取ったり、
余白規定に沿わない使用をしてはいけない



基本的に、黒背景など、
白以外の背景には配置してはいけない



ロゴタイプの視認が困難な
配置をしてはいけない